

いつも聞こえるみんなの声

# タウンメール

町のみんなのコミュニケーション

あなたの町政に対する

意見・要望・質問やさまざまな情報をお寄せください

町民課町民相談係では、町民のみなさんの声を広く町政に反映させる公聴活動として「タウンメール」を実施しています。

この「タウンメール」は、町民のみなさんの町政に対する意見・要望・質問などを記入していただき、最寄りの郵便ポストへ投函していただくというものです。

地域づくりや町づくりなどに関する意見・要望のほか、行政への疑問や情報提供など、あなたが知りたいことや知らせたいことも大歓迎です。お気軽にあなたの声をお聞かせください。みなさんの声が明日の弟子屈町をつくれます。

寄せられた声に対する回答は広報紙への掲載、または、ご本人へ直接通知します。回答につきましては封書を投函していただいた時期により、翌々月の広報紙に掲載となる場合もあるほか、内容によっては回答しかねる場合もありますのでご了承ください。

また、匿名の方についての回答は、いたしかねます。

## 記入の仕方

- \* 町づくりなどに関する意見・要望のほか、行政への疑問や情報提供などのあなたが知りたいことや知らせたいことも、ご自由にお書きください。
- \* 中傷や営利を目的とした内容はご遠慮願います。
- \* 封書は点線にそって切り、折ってノリ付けし、切手を貼らずにそのままポストへお入れください。
- \* この封書の差出有効期限は平成25年3月31日ですので、それまでにお出しください。
- \* 内容によってはこちらから内容確認を行うことや、直接回答を行う場合がありますので、住所・氏名・性別・年齢・電話番号は必ず記入してください。なお、広報紙に掲載する場合は、氏名は公表いたしません。

◆お問い合わせ先／役場町民課町民相談係 ☎482-2934(課直通)

あなたの声をお気軽ににお寄せください

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

いつも聞こえるみんなの声 **タウンメール**

こ住所			
お名前			
電話番号			
年齢		性別	男・女

ぜひご利用を！

# 納税は便利な口座振替で！！

口座振替できるもの	町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、上下水道使用料などです。
取扱金融機関	釧路信用金庫本支店、北洋銀行弟子屈支店、摩周湖農業協同組合、各郵便局です。
申し込み手続き	取扱金融機関または役場税務課、川湯支所で預金通帳使用の印鑑を持参し手続きをしてください。郵便貯金口座での振り替えを利用される方は、申込書をご自分で郵便局窓口にご持参していただきます。

税目別納税通知書発付一覧	
● 軽自動車税	4月発付済み
● 固定資産税	5月発付済み
● 町・道民税	6月1日発付予定
● 国民健康保険税	6月15日発付予定

## 税目別納期一覧

主な町税の納期は次のとおりとなっています。納期限を守って納税しましょう！

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	1期										
固定資産税		1期		2期		3期		4期			
町・道民税			1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限は各月の月末です。月末が休日の場合は翌日になります。

※12月の納期日は25日、2月の納期日は25日です。

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎482-2914(課直通)または ☎482-2191(内線224・225)

## 大切な家を守るお手伝い

### 住宅の簡易耐震診断・耐震改修費補助金

既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減することを目的に、住宅の簡易耐震診断と耐震改修費用の助成を行っています。対象は、町内の既存住宅(居住用で昭和56年5月31日以前に着工された住宅)です。

▶耐震診断／既存住宅の地震に対する安全性について、図面と申し込みされた方からの聞き取りによって診断します。診断料は無料です。

▶耐震改修費の補助／耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

▶申込期間／12月28日(金)まで。

### 住宅ローンの利子補給

住宅建築や定住の促進、地域の振興を図ることを目的に、住宅の新築などを行うために金融機関から融資を受けた方に対し、支払利子の一部を助成しています。対象は、町民の方や町外から移住されてくる方で、町内の業者を利用して住宅の新築・増築・改築・リフォームなどを行い、町の指定する金融機関から融資を受ける方です。

自分の住宅を持ちたい、子どもが成長し手狭になってきた住宅を増築したい、老朽化してきた住宅をリフォームしたいなど、さまざまなケースがあるかと思えます。検討されている方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

### 住宅相談窓口

下記のとおり「住宅相談窓口」を開設しています。

- これから住宅を建てたい
- 現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス
- 住宅建築資金利子補給制度のご案内

など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

また、近年、悪質なりフォーム業者による被害が相次いでいると報道されています。大切な財産を守るため、また被害に遭わないためにも、ぜひ住宅相談窓口をご利用ください。

▶受付時間／8時45分～17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

▶開設場所／役場庁舎 中2階 住宅相談室

※建築担当者が不在の場合もありますので、事前に電話などでご連絡ください。日程の調整を図り、対応します。

問い合わせ先／役場建設課建設係・都市計画建築指導係 ☎482-2941(課直通)